

平成22年6月1日

総務省・恩給局

公務員高齢対策課 御中

社団法人 伊万里有田法人会

「国と特に密接な関係にある」特例民法法人への該当性について（報告）

当法人会は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国家法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「改正独法則法」という。）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号以下「役員政令」という。）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電 話 0955-22-6801

F A X 0955-22-6823

電子メール imaritah@po.saganet.ne.jp